

2013年3月 日

区市アーチェリー協会(連盟) 会長 様

東京都アーチェリー協会
会長 保坂 三蔵

人権に配慮した活動の推進について

日頃より、当協会の活動にご理解をいただきありがとうございます。

今般のスポーツ界を揺るがす暴力問題等については、既に、各方面からのご指導や報道をとおり様々な情報をご入手のことと存じます。

当協会としても、上部の団体等からのご指導や通知等を受け、当協会及び傘下の協会(連盟)の活動に対し、注意を喚起するものです。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

この言葉は、2011年8月に施行された『スポーツ基本法』の前文に記されたものです。さらに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。とも記されており、スポーツを基本的な権利の一つとして捉え、スポーツが一部の人々の特権的なものであってはならないものと規定しています。

スポーツ団体の努力義務

さらに、同法には、スポーツ団体に対し、次のことに努めるよう規定しています。

- (1) スポーツを行う者の権利利益の保証、心身の健康の保持推進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツ推進に主体的に取り組むこと。
- (2) 運営の透明性の確保、事業活動に関し遵守すべき基準を作成すること。
- (3) スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

以上を踏まえ、都ア協は考えます。

私たちの団体にとって、『安全』は何ものにも代えがたい命題です。第一義には、故意・過失・偶発を問わず弓矢に起因する事故があってはならず、そのための備えは常日頃からぬかりなく行うことは当然の責務です。

また、こうした直接的な『安全』と異なる会員間、役職者と会員及び指導者と選手等の人間関係、或いは組織と人との関係等でのハラスメントや圧力、人権を脅かす行為の根絶を含めた配慮も『安全の確保』と考えます。具体的な対応策としては、次の点が必要と考えます。どうか、各区市におかれましても、議論を重ねてください。

適切な指導者の養成

現在の指導者の資質の向上と科学的な指導及び民主的な組織運営を行える人材の育成、そのための養成システムの確立が大切です。

施設環境への積極的な関与

安全設備の確保は当然のこと、障害者の利便向上に向け、施設整備に積極的に関与することが大切です。

競技力の向上策

優秀な選手の発掘・育成に向け、指導方法の確立は必然です。特に、青少年の健全な育成は未来への財産づくりと考えます。

透明性や公平・公正さの向上(スポーツマンシップ)

組織としての倫理観を向上させ、公平で公正な運営に努力しましょう。会員は、正々堂々と活動し、関係する法令・規則を守って楽しく活動に参加することが肝要です。

【参考資料】

- 1.スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)
- 2.スポーツ指導における暴力根絶に向けて-下村文相メッセージ-(25.2.5)
- 3.スポーツ指導における暴力根絶への対応について 日体協会長通知-(25.2.7)